# 商品概要説明書

リフォームローン（一般型Ａ）

(令和４年４月１日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | リフォームローン（一般型Ａ） |
| ご利用いただける方 | ○当ＪＡの組合員の方。<br>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。<br>○前年度税込年収が 200 万円以上（農業者の場合は 150 万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。<br>○原則として、勤続（または営業）年数が３年以上の方。<br>○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。<br>○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。<br>○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。<br>（住宅関連設備の例）<br>①門、塀、車庫、物置。<br>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。<br>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。<br>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。<br>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。<br>⑥太陽光発電システム。<br>⑦耐震改修工事費。<br>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。<br>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。<br>⑩その他住宅本体以外のもの。<br>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 |
| 借入金額 | ○10 万円以上 1,000 万円以内（１万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○１年以上 15 年以内とします。<br>○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 |
| 借入利率 | ○固定金利型<br>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。<br>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に |

<table>
<tr><td></td><td>増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。)、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括払いとなります。<br>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○借入期間が 10 年を超える場合は、当ＪＡ所定の３種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。<br>なお、共済掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th colspan="2">団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td colspan="2">団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td></td><td>借入期間が 10 年以内の場合</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご融資の際、ローン手数料として１件あたり 5,500 円をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本所金融部(電話：０１４５－４２－２６１１㈹)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。<br>○紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。<br>札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>○印紙税が別途必要となります。<br>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

ＪＡむかわ

（注）１　借入利率は固定金利型となります。

２　返済方法は、「毎月返済方式」、「年２回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計３種類から選択します。

３　保証料は、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。

# 商品概要説明書

リフォームローン（基金協会型）

(令和４年４月１日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | リフォームローン（基金協会） |
| ご利用いただける方 | ○当ＪＡの組合員の方。<br>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。<br>○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。<br>○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。<br>○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。<br>（住宅関連設備の例）<br>①門、塀、車庫、物置。<br>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。<br>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。<br>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。<br>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。<br>⑥太陽光発電システム。<br>⑦耐震改修工事費。<br>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。<br>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。<br>⑩その他住宅本体以外のもの。<br>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。<br>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金を対象とします。 |
| 借入金額 | ○10 万円以上 500 万円以内（１万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○１年以上 15 年以内とします。<br>○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 |
| 借入利率 | ○固定金利型<br>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。<br>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。 |

| | |
|---|---|
| 担保 | ○不要です。 |
| 保証人 | ○当ＪＡが指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 |
| 保証料 | ○一括払いとなります。<br>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 |
| 手数料 | ○ご融資の際、ローン手数料として１件あたり 5,500 円をお支払いいただきます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本所金融部(電話：０１４５－４２－２６１１㈹)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。<br>○紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。<br>札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０） |
| その他 | ○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>○印紙税が別途必要となります。<br>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 |

ＪＡむかわ

（注）１　借入利率は固定金利型となります。

２　返済方法は、「毎月返済方式」、「年２回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計３種類から選択します。

３　保証料は、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。